行　政　書　士　登　録　・入　会　に　つ　い　て

香川県行政書士会
☎087-866-1121

申請受付時間･･･平日 9 時～11 時 30 分　13 時～16 時(12～13 時はお昼休みとなります)

●申請方法

①申請書類の事前確認

ホームページのお問い合わせフォームより「新規登録希望」と入力し、ご連絡をお願いいたします。事務局より３日以内に返信しますので、そちらのメールアドレスに申請書類一式を添付し、データにてご提出をお願いいたします。

提出書類を事前に確認し、不備等がありましたら事務局よりご連絡いたします。

※ご来局時、スムーズに申請が行えるよう事前確認を推奨しております。

②申請書類の提出

申請日を予約後、申請書類（原本一式）及び登録免許税収入印紙（30,000 円分）を登録者本人が持参して下さい。

※ 登録申請後、事務所の現地調査を行いますので、手続完了までに１ヶ月半～2 ヶ月ほど要します。登録・入会の手続が完了しましたら、登録証交付及び説明会のご案内を郵便にてお送り致します。

（書類提出時に必要な費用）

- 登録免許税・・・　３０，０００円（印紙で納付）

※収入印紙は事務局では販売しておりません。事務局のある香川産業頭脳化センター１階の郵便局にてお買い求めいただけます。収入印紙は貼らずにご持参ください。

（書類受付後に必要な費用）※書類受付時に振込用紙をお渡しします。

- 入会金・・・・・・・２００，０００円
- 登録手数料・・・・・　２５，０００円

合計　２２５，０００円

インターネットバンキング等でのお振込みも可能です。

※その場合、振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします。

（登録決定後の会費納入について）

会費・・・・・・年額　７５，０００円（月額６，２５０円）

毎年、３期にわけてご納入頂きます。

１期（　４～　７月）：２５，０００円（納入時期：　４月）

２期（　８～１１月）：２５，０００円（納入時期：　８月）

３期（１２月～３月）：２５，０００円（納入時期：１２月）

◎初回お支払い➡登録決定後にお送りします振込用紙をご利用いただくか、インターネットバンキング等にてお振込みください。

◎２回目以降　➡口座振替となります。口座振替申込用紙は登録決定後にお送りしますので、登録証交付式の日にご持参ください。

（提出書類）　※自署欄へのパソコン入力や印字は不可。様式は変えずにご提出ください
（ワードに変換されますと様式が変わりますので受け付けられません。）

1. 行政書士登録申請書　　（1 部）
2. 履歴書（顔写真貼付）　（1 部）
3. 誓約書　　（1 部）
4. 香川県行政書士会入会届（1 部）

※申請時にお預かりします。日付は空白でお願いします。

5. 住民票写し（3 ヶ以内のもの）

本籍地の記載があり、マイナンバー(個人番号)の記載がないもの

(外国人であるときは住民票の写し及び有効な在留資格を証する書面(在留カード又は特別永住者証明書)

6. マイナンバーカードの写し（表・裏面両方必要）

※マイナンバーカードの写しに代え、個人番号が記載されている住民票の写しまたは個人番号が記載されている個人番号通知カードの写し（記載事項に変更が無い場合）と本人確認のできる運転免許証（運転履歴証明書)、住民基本台帳カード（写真付きのもの)、在留カード、特別永住者証書書のいずれか一点の写し計２種類の書類でも可。

提出方法

(1)中身が透けない素材の定型郵便（長３）以上の大きさの封筒に上記写しを封入する。

※特定個人情報以外のものは封入禁止とします。特定個人情報以外のものが封入されていた場合は、使用後に特定個人情報を廃棄するタイミングにて原則全て廃棄します。（返却不可）

(2)封筒に単位会名・申請者氏名を記載する。

7. 本籍地の市区町村長が発行する身分証明書（3 ヶ月以内のもの）

※『破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない者』である旨の証明のみで結構ですが、自治体において『禁治産者又は準禁治産者に該当しないこと』と併せた証明しか発行していない場合は、その身分証明書を添付してください。

8. 行政書士となる資格（法第２条各号）を証する書面

① 行政書士試験合格者（第一号該当者）

行政書士試験合格証の写し（申請時、原本持参のこと）

合格証を紛失した場合は、香川県総務学事課へお問い合わせいただき、都道府県知事発行の「試験合格証明書（原本)」をご提出ください。

② 弁護士・弁理士・公認会計士・税理士（第二～五号該当者）

各所属会の登録証明書原本（事務所所在地記載のもの･発行３ヶ月以内のもの）

③ 国家公務員等行政事務歴による資格者（第六号該当者）

公務員職歴証明書

※行政事務担当期間が１７年もしくは２０年以上になるもの。ただし、１７年以上２０年未満の方は、高校卒業以上の証明書の提出が必要。

9. 事務所の所在確認のための書面　※法人社員行政書士、使用人行政書士は不要

①事務所の所有権を証する書面

◎建物登記簿謄本又は家屋課税台帳登録事項証明書

（建物所有者の住所、氏名の記載のあるもの）

※同一場所で登記簿上と住居表示上が異なる場合は「申立書」が必要になります。

《必要に応じて提出する追加書類》

【建物所有人が他人の場合】

１．親族所有

・使用承諾書　（建物所有者と使用者の間で取り交わされたもの）

※建物所有者が複数人の場合は全員の承諾書が必要です。

２．賃貸

・賃貸契約書　（建物所有者と使用者の間で取り交わされたもの）

３.賃貸借人から転貸借する場合

(1)「転貸借契約書」の写し又は「使用承諾書」

（賃貸借人と転貸借人の間で取り交わされたもの）

(2) 使用承諾書

（建物所有者と転貸借人の間で取り交わされたもの）

４.他の行政書士と同一室内に事務所を設ける場合

・上記必要書類に追加して「共同事務所届出書」

５.その他士業者と同一室内に事務所を設ける場合

・上記必要書類に追加して「合同事務所届出書」と「誓約書」

※建物が新築後で、登記も未済、市町村の家屋課税台帳にも登録されていない場合には「建物確認通知書」又は「建築検査済証」の写し

②事務所位置図及び平面図

(1)位置図（目標となる最寄りの駅、停留所等からの事務所予定地までの略図）

(2)平面図（部屋の位置、机・椅子・事務機器等の配置が確認できるもの）

①類似士業の合同事務所等複数の事務所が同居するような場合には、当該申請者の位置が確認できる平面図

②法人等の建物内に行政書士事務所を設置する場合には、行政書士業務を行う事務所としての独立性が確保されていないと法の趣旨に反するので、行政書士事務所としての位置、区画、入口等が明確に区分された形態になっており、内部の事務機器の配置の確認できる事務所設置見取り図

③事務所の外観及び内部を示す写真

(1)事務所の外観２枚

（事務所のある建物全体、及び入り口付近で表札の掲示予定場所の写真）

(2)事務所の内部２枚

（部屋入口から室内全体、及び机まわりの事務機器の配置がわかる写真）

※それぞれ事務所写真一覧にのりで貼ること

10. 他士業の兼業の証明

現在、他士業を兼業している者は、所属する士業の証明書を掲示。

「事務所所在地」の記載のある証明（登録証明書、登録証票、会員証等）の写しを提出すること。

11. 顔写真２枚(縦 3.0 ㎝×横 2.5 ㎝) **※履歴書貼付用１枚は別途必要**

注）３ヵ月以内に撮影したもの。カラー・無帽・正面上半身・無背景。

裏面に氏名・撮影日記入(油性マジックで記入された場合、写真にインクが写る可能性がありますので写真が重ならない様ご注意ください)

12.その他必要に応じて提出する書類

○誓約書「法人等の事務所内に事務所を設ける場合」

○誓約書「法人等に勤務しており、事務所は別の場所に設ける場合」

○誓約書「法人等事務所内、法人勤務かつ他士業資格者事務所へ勤務の場合」

○誓約書「行政書士事務所での勤務を行いながら個人事務所を開業する場合」

○申立書

「行政書士試験合格証と戸籍抄本又は身分証明書にある氏名の表記が異なる場合等」

○職名使用届「婚姻、離婚、養子縁組、帰化等により旧氏名を使用する場合」

●社員行政書士

○予定定款の写し

●使用人行政書士

○勤務先である行政書士又は行政書士法人との雇用契約書の写し

13. 政治連盟にご入会いただける方（任意）

〇香川県行政書士政治連盟加入申込書　（１部）

〇政治連盟会費・・・　年額６，０００円

登録証交付式の際にお渡しします振込用紙をご利用いただくか、インターネットバンキング等にてお振込みください。

※インターネットバンキングでお支払いいただいた場合は、振込手数料をご負担いただきますようお願いいたします。

香川県行政書士政治連盟は、香川県行政書士会とともに行政書士の地位向上・職域拡大に努めています。

・行政書士の業務範囲は行政書士法によって規定されています。行政書士法は議員立法で成立したため、その改正についても議員立法での全会一致で行うことが慣例となっています。そのため政治連盟の活動は、すべての政党、会派に等しく働きかけるもので、特定の政党、会派に偏るものではありません。

・また、国以外でも、県・市町村議会等への政策の提言、行政書士の活用、制度の推進・拡充の要望等を行っています。

・香川県行政書士政治連盟は、決してみなさまに加入を強制するものではありませんが、その活動の成果は等しく全会員に及ぶ等の理由から、香川県行政書士会会員の全員加入を目指しています。

（その他）

行政書士徽章（バッジ）につきましては、登録証交付式の際お渡し致します。